コロナ感染症に対する
幼児・児童・生徒の登園・登校に関する考え方

令和4年10月12日
王寺町教育委員会

【フ ロ ー チ ャ ー ト】

「同居家族が濃厚接触者となった場合の対応」

「同居家族に症状が無い場合」

原則登校可能です

登校される際には登校前に念のため抗原検査キットで検査を行い陰性確認のうえ登校

感染拡大の観点からあるいは保護者の意向等で登校を控えるほうが望ましいと判断した場合は実情に合わせ柔軟に対応

「同居家族に症状がある場合」

「濃厚接触者であり症状がある」旨を伝えかかりつけ医及び発熱外来を受診し感染の有無が判明するまで**自宅待機**

「幼児・児童・生徒に発熱などの風邪症状がある場合の対応」

かかりつけ医及び発熱外来を受診
感染の有無が判明するまで
自宅待機

結果が陽性の場合

医療機関や保健所の指示に従う

結果が陰性の場合

症状が無くなるまで自宅で健康観察を行う

※いずれの場合も欠席する場合は出席停止の措置